

# Point-of-Care 超音波研究会会則

平成 27 年 6 月 27 日制定

平成 28 年 4 月 9 日改訂

平成 28 年 10 月 29 日改訂

## (名 称)

第 1 条 本会は、Point-of-Care 超音波研究会と称する。

## (目 的)

第 2 条 Point of Care (POC)、急性期診療やプライマリケアでの超音波検査を主体とした、臨床応用および研究を中心とした情報交換および、超音波検査における最新技術習得、技術レベル向上を図り、もって国民の健康に寄与することを目的とする。

## (事務局)

第 3 条 本会の事務局を自治医科大学 臨床検査医学に置く。  
自治医科大学 臨床検査医学  
栃木県下野市薬師寺 3311 - 1

## (会 員)

第 4 条 1. 本会の会員は、次のとおりとする。  
一. 正会員  
本会の目的に賛同する個人  
二. 賛助会員  
本会の目的に賛同する団体または個人  
2. 会員は、本会の目的達成に協力し、年会費を払わなければならない。

## (役 員)

第 5 条 本会には下記の役員をおく。  
1. 代表世話人若干名、世話人若干名、会計 1 名、監事 2 名を置く。  
2. 世話人は、世話人会の推薦による。任期は 2 年とし再任は妨げない。  
3. 代表世話人は、世話人会において世話人の互選により選出する。  
任期は 2 年とし、再任は妨げない。

## (世話人会)

第 6 条 1. 年 1 回以上開催することを原則とする。  
2. 本会の運営上必要と考えられる場合は、随時開催する。  
3. 世話人会の議決事項は、総会時に会員に報告する。

## (研究発表会及び講習会)

第 7 条 年 2 回開催することを原則とする。年度の最初に開催する会は、総会を行う。

(会則の改訂)

第8条 この会則の改訂は、世話人会の承認を必要とする。

(会費、経費、会計)

第9条

1. 本会の正会員より、年会費として3,000円を徴収する。賛助会員より、一口30,000円を徴収する。非会員の企業が参加する場合の参加費は、別途定める。
2. 本会の運営は、年会費およびその他の収入を以って行う。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
4. 会計は事務局が管理する。会計監査は世話人より選出された監事が行い総会に報告する。